

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年6月17日)

【 件 名 】

■鳥取県医療的ケア児等支援センターの設置について

(子ども発達支援課)・・・2

福 祉 保 健 部

鳥取県医療的ケア児等支援センターの設置について

令和4年6月17日
子ども発達支援課

1 目的

令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児等に対する支援の拠点となる鳥取県医療的ケア児等支援センター（以下「支援センター」という。）を令和4年6月22日に設置し、県内3か所に相談窓口を開設します。

2 支援センターの概要

(1) 設置場所及びスタッフ

| | |
|--------------------------|---|
| 支援センター （総合窓口） [委託] | 社会医療法人同愛会博愛子ども発達・在宅支援クリニック （米子市両三柳1880） スタッフ：センター長（医師）、医療的ケア児等支援マネージャー（看護師、理学療法士）、事務職 |
| 東部相談窓口 [委託] | 公益社団法人鳥取県看護協会（鳥取市江津318-1） スタッフ：医療的ケア児等支援マネージャー（看護師）、事務職 |
| 中部相談窓口 [直営] | 中部療育園（倉吉市上井503-1） スタッフ：医療的ケア児等支援マネージャー（児童指導員） |

(2) 相談受付時間：平日の午前9時から午後4時30分まで

(3) 支援対象：医療的ケア児等とその家族及び関係機関

※医療的ケア児が成人となった後及び重症心身障がい児者を含む。

3 支援センターの業務内容

(1) 相談支援

- ・ 医療的ケア児等の様々な相談への総合的な対応
- ・ 関係機関等への専門相談支援

(2) 関係機関との連携・調整

- ・ 地域の関係機関と連携した医療的ケア児等の状況の共有
- ・ 多機関と連携した円滑な在宅移行支援及び継続的支援の実施
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターや後方支援看護師※1と連携した支援
- ・ 小児期医療から成人期の医療への移行支援
- ・ ネットワークを構成する機関との連絡会の開催と有機的な連携
- ・ 地域で実施する支援会議への参画
- ・ 地域課題の共有、資源開発の支援

※1 園、学校、事業所等の配置看護師をサポートし、不安、負担の軽減及び医療的ケア児の通所、通学の安定化を図るとともに、医療的ケア児の状況の把握及び支援者や機関への児の成長に応じた切れ目のないサポートを行う看護師。

(3) 人材育成

- ・ 医療的ケア児支援者養成等の研修へのサポート、関係機関への技術支援

(4) 保護者間の交流

(5) 情報発信

4 支援センターをバックアップするための連携・支援体制の整備

(1) 県立3療育機関への後方支援看護師の配置

(2) 鳥取県医療的ケア児等の支援に係る連携推進会議の設置

(3) 県内体制整備アドバイザー（総合療育センター 汐田まどか院長）の配置